○愛媛県規則第24号

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前

(加入等の申込み)

- 1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければな らない。
- (1) 加入申込者の扶養する心身障害者が県外に住所を有する場合 は、当該心身障害者の住民票の写し
- (2)~(4) 省略
- 2 · 3 省略

(届出書等)

第10条 省略

2~4 省略

- 5 条例第19条第4項に規定する届出は、年金受給権者現況届書 (様式第25号)に年金受給権者の住民票の写し(年金受給権者の 氏名の変更を知事に届け出ていない場合にあつては、戸籍の抄 本)を添付してその年の5月末日までに提出しなければならな い。ただし、当該年金受給権者が県内に住所を有する場合は、住 民票の写しは、添付することを要しない。
- 樣式第1号(第3条関係) 加入等申込書

省略

添付書類 1 加入を申し込む場合

(1) 加入申込者の扶養する心身障害者が県外に住所 を有する場合は、当該心身障害者の住民票の写し

(2)~(4) 省略

2 省略

注 省略

樣式第25号(第10条関係) 年金受給権者現況届書

省	略	
	省略	
年 金 受 給 権 者	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他() 2 無

注 1 住民票の写し(年金受給権者の氏名の変更を知事に届 け出ていない場合にあつては、戸籍の抄本)を添付のこ と。ただし、当該年金受給権者が県内に住所を有する場 合は、住民票の写しは、添付することを要しない。

(加入等の申込み)

- 第3条 この制度に加入しようとする者は、加入等申込書(様式第 │第3条 この制度に加入しようとする者は、加入等申込書(様式第 1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければな らない。
 - (1) 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し

(2)~(4) 省略

2・3 省略

(届出書等)

第10条 省略

2~4 省略

5 条例第19条第4項に規定する届出は、年金受給権者現況届書 (様式第25号)に年金受給権者の住民票の写し(年金受給権者の 氏名の変更を知事に届け出ていない場合にあつては、戸籍の抄 本)を添付してその年の5月末日までに提出しなければならな L1.

樣式第1号(第3条関係) 加入等申込書

省略

添付書類 1 加入を申し込む場合

(1) 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民 票の写し

(2)~(4) 省略

2 省略

注 省略

樣式第25号(第10条関係) 年金受給権者現況届書

省	咯		
	省略		
		施設入所等の有無	年金管理者の有無
		1	1 有_
年		(1) 施設入所	(1) 父 (2) 母
金		(種類)	(3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
受		(2) 入 院	(5) その他の親族
給	<u>現 況</u>	(3) 在 宅	(6) その他
権		(4) その他	()
者		2	2 無
		(1) 特別支援学校	
		(2) 特別支援学級	
		(3) 就 労	

注 1 住民票の写し(年金受給権者の氏名の変更を知事に届 け出ていない場合にあつては、戸籍の抄本)を添付のこ と。

2 省略	2 省略
	3 「施設入所等の有無」の欄について、1の欄は必ずいず
	れかを で囲み、2の欄は該当する場合のみ で囲んでく
	<u>ださい。</u>
<u>3</u> 省略	<u>4</u> 省略

媛 県

報

第2条 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を次のように改正する。 様式第2号を次のように改める。

樣式第2号(第3条関係) 申込者告知書

	生保記入欄
自治体コード	加入番号

申込者告知書

 都道府県・指定都市記載欄

 1
 2
 3

 1口目加入
 2口目加入
 1と2の 同時加入

			<せん。 		7			
知日		年 ————————		日 :		効期限は、加入		
フリガナ	(姓)	(名)		-	性別	生	年 月	月
者氏名	(メエ)	(41)		◍	1 男		年 月]
					2.女			
	S B 15 - 14 B 11 L 1	申 込 者	の告知		I. III. 10	V also at 19th are	/m /*****	T /
最近の 健康状態	D最近3箇月以内に、医師の診察	・検査・冶療・投薬を受けたこ						いいえ
	を勧められたことがありますか。	-/h->	*はいの場合、			記入してくたさ!		, ····
(2	②過去5年以内に、病気やけがで、ヨ	片術を受けたこと、又は継続して2			,		はいい	い い え
	378 4 5 F 17 4 1 2 7 4 5 7 F 17 F 17 5	34 A A V. P. 10 11 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*(はい)の場合、	卜記 [詳 報	出記人欄」に記	記入してください	/ _'	 \
(3	別過去5年以内に次の病気で医師の まる場合は、ため、アスパン・ススパン			ローナノゼン				
	ある場合は、右のにはい。及びと	火の柄名を〇で囲んに上、下記【	、計がはこ人作り (こまじ)	(1) (():2	v ' ₀			
	心臓・血圧狭心症・心筋	まうそく 梗塞・心臓弁膜症・先天性心臓	病・心筋症・高血圧症	Ē(※1)			17	
過去5年 以内の		・脳梗塞・くも膜下出血)・脳動脈硬化			申経失調症・ア	ルコール依存症	はい	い い え
健康状態	肺・気管支 ぜんそく・慢性	生気管支炎·肺結核	腎•泌尿器	腎炎.	・ネフローゼ・	腎不全	******	```
		指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎・すい		緑内障	章・網膜の病気	気・角膜の病気		
		ィルス感染を含む。)·肝硬変·肝機				・腫瘍・ポリープ		
	その他 糖尿病(※2)・	リウマチ・膠原病・貧血症・紫斑症	病・子宮筋腫・子宮内	膜症・卵巣	のう腫・乳腺	症		
(4)		- 病気やけがで2週間以上にわれ	たり、医師の診断・	検査・治療	投薬を受け	 けたことがありま	すは	· V
	か。		*(はい)の場合、	下記[詳紙	記入欄]に	記入してください	11.5	い え
(5	現在身体に障害はありますか。(はい))の場合は、該当するところを○で囲	んだ上、「障害の原因	・部位・程度	等」欄に詳細を	r記入してください	,°	
	日・耳・	言語・『理嚼						
the die on	機能障害手・足・	手指 · 背骨(脊柱) 除虫。					13	,
身体の 障害	2000 Acces	·····································)原因・ 程度等				は い	い い え
	欠損 手・足・	手指: 背骨(脊柱).					"""	""
	変形 手・足・	手指 ・ 背骨(脊柱)						
「	欄〕上記①~④に(はい)があっ	った担合け その内容についてる	- わごれ詳細な記す	1 アノだキい				
	その内容が「高血圧症(※1)」・	・「糖尿病(※2)」の場合は、数値	等も記入してください		ō			
		は、告知書を複数枚使用してくた		in I	75N	70	<u>~~</u>	-77
$\underline{\underline{}}$	と付けた該当番号 の名前・検査名・検査結果	1 . 2	(3) (4	4.)	(1)	(2) • (3	4
	治療・投薬を受けた期間	年 月	から年	月	年	月から	年	<u>.</u>
入院の有無	•期間	無 • 有 年	月から 年	月 :	無無有	年 月	から年	F 月
手術の有無	(手術の名前又は内容・部位)	無:・:有: () :	無: · (有)	(
는10 6 2 7년		完治・治療中	・検査中・		完治	治療中	検査中・	
症状経過		検査終了(異常なし)) ・ 経過観察 「	<u>-</u>	検査終了	(異常なし)	 経過観察 	祭中.
	診察・検査・治療・投薬							
を受けた医療	聚機 関名	 (※:)[高血圧症の場合は、言	ヲ ス 1 てください 〕	()	(。) (糖尿病の)	場合は、記入し	てください	1
		最近の血圧 最大	mmHg		:近の空腹時」		mg/dl	,
		最小	mmHg	治	療方法(
フリガナ		心身障	語 書 者	性別	T	生年月	Ħ	
	(姓)	(名)			1	- 1/1	-	
氏名				(1) 男			年 月	1
	Property and the second	/20 m		(2) 力		T7 /m		\ F
	1 知的障害 1 A	(2) B	申込者の	*1.の仕上	1	配偶者 2		父母
陸生の種	N	2 2級 3 3級	心身障害者	3といが配例	(3)	兄弟姉妹 : 4	その	他親族
障害の種	1	3114.	th 32 th 38 m	7/10/14/17 11				
障害の種 ・ 程度	3:精神障害 :1:1級	2 2級	申込者が配 					

手術名

16.

聴

隨

害

18.

能

害

眼

a.聴力レベル

(該当する項目に〇印をしてください。)

語による意志の疎通が困難である。)

b.聴力損失

該当する項目に○印

を付けてください。

(程度)

D.その他

裸眼視力·矯正視力

1000Hz

左()dB()dB(

周波数

A.言語機能の喪失(音声語による意志の疎通が全くできない。)

500Hz

B.言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言

C.言語機能の障害(簡単な単語の発語により意志の疎通がかろうじて可能)

重度障害診断書 1. 氏 2. 生年月日 年 月 日 1 両眼の視力を全く永久に失つたもの 年 月 日 2 両耳の聴力を全く永久に失つたもの 8. 受 像 (発病) 目 3 電幅の機能を全く永久に失つたもの 医師推定 : 患者申告 4 言語の機能を全く永久に失つたもの 5 両上肢を手関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全く永久に失つたもの 年 月 日 3. 障害の種類 9. 初診 日 7 10手指を失い、又はその用を全く 永久に失つたもの 8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、 1下肢を足関節以上で失つたもの 年 月 日 10. 入 院 日 9 両下肢を足関節以上で失つたもの 10 両下肢の用を全く永久に失つたもの 月 日 4. 傷病名 11. 退 院 F 現在入院中 月 日 医師推定 5. 4の原因 患者申告: 12. 終 診 日 月 B 6. 障害の部位 現在治療中(当院·他院) 年 月 日 →部位と障害内容 →住所・氏名 13. 前 14. 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴・所見及びその後の経過、障害状態の詳細 治療内容

お 願 い	19.	四肢の完全運動)麻痺の場合は、そ	、切断箇所にはつきりと線を入れて の部位を斜線で示してください。 を記入してください。	ください。	
3 ○ 印は、いずれかに○印をお2 関節の運動範囲については、1 15 ~ 20 項については、障害	運動麻痺・欠損・短縮	,i <u>r</u>	連合指導機関係 は指導機関係 足指動関関節・	を 日本	18 to	右下肢短縮 〔 cm 〕
3お願いします。 、自動運動範囲を御記入願います。 害のある場合に記載してください。	20. 手指・足指の運動障害(自動運動範囲)	左 集	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	仲展度	展度	4指 第5指 第5指
	21. 四 肢	部位 関節	右	伸展度~屈曲度	内転度~外転度	内旋度~外旋度
	節の	5 ip 5	左右	~ ~	~	~ ~
	運動		左右	~ ~	~ ~	~ ~
	降害	手関節	左右	~ ~	~ ~	~ ~
	自	股関節	左	~	~	~
	動運	膝関節	左	~ ~	~	~ ~
	動範	足関節	右左	~	~ ~	~ ~
	囲)	※MMT(徒手筋力テン		I :を0~5の数値にて御記入くだ:		
	22. 回省	复の可能性と症状の固分	官についての意見		与状態を診断された日	年 月 日
				症状の固定		年月日ごろ
	上	記のとおり診断	します。			年 月 日
			所 在	地		
		病院又は診療所	所等の 名	称		
			医師氏	名		(1)

検査(計測)日 年 月 日 (下記A~Cのうち該当する項目に○印をしてください。
 500Hz
 1000Hz
 2000Hz
 機機
 A.通常の飲食物が食べられる。

 右() dB () C.流動食しか摂取できない。 検査(計測)日 年 月 日) dB 障 嚼 られる。

2000Hz

検査(計測)日 年 月 日害

その理由(

手術日

a.こう頭摘出(1.全部 2.一部)

A.通常の飲食物が食べられる。

b.中枢性失語症

.構音障害(1.口唇音 2.歯舌音 3.口蓋音 4.こう頭音)

年 月 日

※全不能な場合には、○印をお願いします。 検査(計測)日 年 月 日

矯正不能・不適の場合は

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第2号、様式第9号及び様式第25号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第2号、様式第9号及び様式第25号の規定により 提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第25号

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県県立高等技術専門校運営規則(昭和33年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後					改	正	前		
削表 (第1条関係)					另	 表 (第1条関係	()				
名 称	職業訓練の 種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間		名 称	職業訓練の 種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略							省略					
愛媛県立宇和 島高等技術専	普通職業訓練	短期 課程	木工クラフト 科	10人	1年		愛媛県立宇和 島高等技術専	普通職業訓練	短期 課程	木工クラフト 科	15人	1年
門校			介護ヘルパー科	30人	2月		門校			介護ヘルパー科	60人	2月
			省略							省略		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第 463 号

愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成21年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(補助対象事業の種類)

第2条 省略

2 育成林整備事業の事業の規模は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育(天然更新型)並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体(第5条に規定する事業主体をいう。以下この項及び第4項において同じ。)による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上(育成林整備事業で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者(森林法(昭和26年法律

(補助対象事業の種類)

第2条 省略

2 育成林整備事業の事業の規模は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育(天然更新型)並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体(第5条に規定する事業主体をいう。以下この項及び第4項において同じ。)による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上(育成林整備事業で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者(森林法(昭和26年法律

第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)、 森林法施行令 (昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特 定非営利活動法人等(施業実施協定の認可(森林法第10条の11の 8 第 2 項に規定する施業実施協定に係るものに限る。)を受けた 森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等を いう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動 法人等」という。)(森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非 営利活動法人等にあつては、森林法施行令第11条第7号に掲げる 特定非営利活動法人等が育成林整備事業の流域育成林整備事業の 事業主体となる場合に限る。)又は森林の間伐等の実施の促進に 関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項に規定す る特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者(5戸以上の 森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等 を受託して実施する者に限る。以下「特定間伐等促進計画に基づ き間伐等を実施する者」という。)が事業主体であるものにあつ ては05ヘクタール以上)とする。

3~7 省略

(事業主体)

- 第5条 事業主体(诰林事業を自ら又は委託を受けて実施するもの │第5条 事業主体(诰林事業を自ら又は委託を受けて実施するもの をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。
- (1) 省略
- (2) 流域育成林整備事業にあつては、次に掲げるもの ア~ケ 省略
 - コ 特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
- (3)~(6) 省略
- (7) 里山エリア再生事業にあつては、次に掲げるもの ア~キ 省略
 - ク 森林施業計画の認定を受けた者

(補助金の交付条件)

第9条 省略

- 2 省略
- 3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する ときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書(様 式第7号)によりその旨を届け出なければならない。

 - (2) 作業道等に係る事業計画又は造林の計画期間内に当該造林補 助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道(育成単層林 を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業 道をいう。以下同じ。)、育成複層林作業道(育成複層林を造 成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道を いう。以下同じ。)、機能増進保育作業道(長伐期施業を行う 林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される ものをいう。以下同じ。)、団地間伐作業道(団地間伐におい て長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。)、長期 育成循環作業道(長期育成循環整備の実施のため、長期間継続 して使用されるものをいう。以下同じ。)、絆の森作業道(絆 の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。 以下同じ。)、衛生伐作業道(松林を健全に育成し、又は保全 するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。) 及び特定林地改良作業道(特定林地改良を実施するため、長期 間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)(以下「育 成単層林作業道等」という。)の全部又は一部の転用又は補助 目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。
- (3) (4) 省略

4~6 省略

別表第1(第3条関係)

育成林整備事業

第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)又 は森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特 定非営利活動法人等(施業実施協定の認可(森林法第10条の11の 8 第 2 項に規定する施業実施協定に係るものに限る。)を受けた 森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等を いう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動 法人等」という。)(森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非 営利活動法人等にあつては、森林法施行令第11条第7号に掲げる 特定非営利活動法人等が育成林整備事業の流域育成林整備事業の 事業主体となる場合に限る。)

が事業主体であるものにあつ

ては05ヘクタール以上)とする。

3~7 省略

(事業主体)

- をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。
- (1) 省略
- (2) 流域育成林整備事業にあつては、次に掲げるもの ア~ケ 省略
- (3)~(6) 省略
- (7) 里山エリア再生事業にあつては、次に掲げるもの ア~キ 省略
- (8) 省略

(補助金の交付条件)

第9条 省略

- 3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する ときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書(様 式第7号)によりその旨を届け出なければならない。

 - (2) 作業道等に係る事業計画又は造林の計画期間内に当該造林補 助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道(育成単層林 を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業 道をいう。以下同じ。)、育成複層林作業道(育成複層林を造 成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道を いう。以下同じ。)、機能増進保育作業道(長伐期施業を行う 林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される ものをいう。以下同じ。)、特定間伐作業道(特定間伐におい て長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。)、長期 育成循環作業道(長期育成循環整備の実施のため、長期間継続 して使用されるものをいう。以下同じ。)、絆の森作業道(絆 の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。 以下同じ。)、衛生伐作業道(松林を健全に育成し、又は保全 するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。) 及び特定林地改良作業道(特定林地改良を実施するため、長期 間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)(以下「育 成単層林作業道等」という。)の全部又は一部の転用又は補助 目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。
 - (3) (4) 省略

4~6 省略

別表第1(第3条関係)

育成林整備事業

愛

媛

県

		九と「十 5	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								₩2032 つ	
	区分	T	補助	基準	補助		D.	分		補助	基準	補助
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の齢級	率	大区分		分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の齢級	率
1	(1)~(3)	省略				1	(1)~(3)	省略			
	(4) 保	ア~ウ					(4) 1	呆	ア~ウ			
育	育(植	省略				育	育()	植	省略			
成 単 層 林 整 備	栽型)	工除	林木の健全を成成 長の促進を工本の保証を目れてのでで、 大い、では、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは	齢級以上 齢級以下(広葉樹にあつては、 齢級以上XII齢級以下	省略	成 単 層 林 整 備	4%±	1	工 除 間伐	林木の健全を成成 長の促進を工不の保護を目れている。 行う、、、良びにはないででいる。 大、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	齢級以上 齢級以上 (広葉樹にあつては、齢級以上 (広は、齢級以下 (広域・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・	省略
2	(5) • (6) (1) ~ (5))		2	(5) • (発揮すべきもの と定められてい る森林に存する ものに限る。	
	(6) 保	ア~ウ					(6) 1	呆	ア~ウ			
育成複層	育(植栽型)	工除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不	下層木が 齢級 以上 齢級以下 (広葉樹を主体	省略	育成複層	育() 栽型	植	工除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不	下層木が 齢級 以上 齢級以下 (広葉樹を主体	省略
林 整 備			用木の除る点、不良木の除る点、不良木の物質を表える。 用木又は不良本の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに 諸掛費	とする場合にある場合に級以上XII齢級以下とし、(広生ないのででは、はないのででは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な		林整備				用木の除る点、不良木の湯海は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	とする場合にあっては、 齢級 以下 とし、 能級 以下 を主体とする もを除く。 地域 合を にっいては、 本林計画	

				機能、山地災害						機能、山地災害	
				防止機能又は生						防止機能又は生	
				活環境保全機能						活環境保全機能	
				を高度に発揮す						を高度に発揮す	
				べきものと定め						べきものと定め	
				られている森林						られている森林	
				に存するものに						に存するものに	
				限る。)						限る。)	
	(7) • (8)	省略					(7) • (8)	省略			
3											
省											
略											\perp
4	団地間信	<u>戈</u>	間伐推進団地に	省略		4_	特定間位	<u> </u>	緊急間伐推進団	省略	
			おける間伐の実						地における間伐		
			施について(平						の実施について		
			成20年3月31日						<u>(平成17年3月</u>		
			付け19林整整第						25日付け16林整		
			1138号林野庁長						整第959号林野		
			官通知)						庁長官通知)に		
			基づく間伐推進						基づく緊急間伐		
			団地におい						推進団地におい		
			て間伐推進協定						て緊急間伐推進		
			に基づき人						協定に基づき人		
			工林で行う不用						工林で行う不用		
			木の除去、不良木の淘汰及び不						木の除去、不良木の淘汰及び不		
			用木又は不良木						用木又は不良木		
			の搬出集積並び						の搬出集積並び		
			にこれらと一体						にこれらと一体		
			的に行う採光の ための枝葉の除						的に行う採光の ための枝葉の除		
			とめの枝葉の味 大並びに作業道						大並びに作業道		
			等(団地間伐作						等(特定間伐作		
			業道を含む。)						業道を含む。)		
			の開設及び改良						の開設及び改良		
			に要する経費並						に要する経費並		
			びに諸掛費						びに諸掛費		
5						5					+
						.					
6						6					
省						省					
略						略					
	 新省略								1		\perp

別表第3(第3条関係)

機能回復整備事業

- 1 省略
- 2 特定森林造成事業
 - (1) 省略
 - (2) 耕作放棄地等森林造成

別表第3(第3条関係)

機能回復整備事業

- 1 省略
- 2 特定森林造成事業
- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

報

愛

媛

県

		区分	•	補助	基準	補助		区分		補助	基準 	補
1 (1) (1) 日曜 (4) 保 アーウ 食き (4) 保 アーウ 食 (4) 保 アーウ 食き (4) 保 アーウ 食き (4) 保 アーウ 食 (4) 保 アーウ 食 (4) 保 アーウ 食 (4) 保 アーウ 食 (4) 保 アーウ 食き (4) 保 アーウ 食 (4) 保 アーウ (中区分	小区分	経費の内訳		率			小区分	経費の内訳		率
日本	分						分					
	1	(1)~(3)	省略				1	(1)~(3)	省略			
成 章型		(4) 保	ア~ウ					(4) 保	ア~ウ			
対象第1 1(1) 対象数上 前 2 名名 対象		育(植	省略					F)(14	省略			
		栽型)	工除	別表第1 1(4)	齢級以上 齢	省略		松圭)	工除	別表第1 1(4)	齢級以上 齢	省
株 型	_		間伐	エに同じ。	級以下				間伐	エに同じ。		
横	整						整					
	備						備					
生活連絡保全機能を高度に発展すべきものと定められている症 本・方 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上間 上												
大き											能を高度に発揮	
大・九 大・											すべきものと定	
大・力 一点												
だし、森林整備 協定造体の広葉 樹にあつては 齢級以上四齢級 以下、分収林造 林にあつては 齢級以上 齢級 以下 (5)-(6) 當略 (5)-(6) 當略 (5)-(7) 電略 (5)-(7) 電略 (5)-(8) 電略 (5)-(9) 電略 (6)-(1)-(4) 電略 (7)-(9) 医 (7)-(9) 医 (7)-(9												
協定造林の広葉 樹にあつては 齢級以上知齢級 以下、分収林造 林にあつては 齢級以上 齢級以上 齢級以上 齢級以上 齢級以上 齢級以上 齢級以上 齢級以上												
## 日本の												
以下、分収林造 株にあつては 齢級以上 齢級 以下												
株にあつては 静級以上 静級以下 名略 (5) - (6) 名略 (5) - (6) 名略 (5) - (6) 名略 (5) - (6) 名略 (5) - (7) 名略 (5) - (8) 名称 (6) - (8) 名称 (6												
お・カ					以下、分収林造						以下、分収林造	
以下 以下 以下 以下 以下 対・力 省略 (5)・(6) 省略 (6) イン・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)					林にあつては						林にあつては	
オ・カ 省略 オ・カ 省略 大・方 省略 大・ 一 本・					齢級以上 齢級						齢級以上 齢級	
省略					以下						以下	
(5)・(6) 省略 (5)・(6) 省略 (5)・(6) 省略 (7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・			オ・カ						オ・カ			
2 (1)~(4) 省略 (5) 保 ア~ウ 育 積			省略						省略			
(5) 保		(5) • (6)	省略					(5) • (6)	省略			
育	2	(1)~(4)	省略				2	(1)~(4)	省略			
成 表型	_	(5) 保	ア~ウ				-		ア~ウ			
福 間伐 成長の促進を目 以上 齢級以下 間伐 成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費		-	省略					F)(1E)				
層		栽型)				省略		松圭)				省
A 整	_		間伐		以上 齢級以下				間伐			
整	林						林				-	
### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	整						整					
の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費 の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費 の搬出集積並び に作業道等の開 設及び改良に要 する経費並びに 諸掛費 を高度に発揮す べきものと定め られている森林 に存するものに 限る。)	備						備					
設及び改良に要する経費並びに 諸掛費												
する経費並びに 活環境保全機能 を高度に発揮す べきものと定め られている森林 に存するものに 限る。)				に作業道等の開						に作業道等の開	機能、山地災害	
諸掛費 <u>を高度に発揮すべきものと定められている森林に存するものに限る。)</u>				設及び改良に要						設及び改良に要	防止機能又は生	
べきものと定め られている森林 に存するものに 限る。)												
				諸掛費 						諸掛費 		
<u>に存するものに</u> <u>限る。)</u>												
限る。)												
(6)・(7) 省略												-

3			
省			
略			
/世 ⇒	·		

(3) 省略

	区分		補助	基準	補助
大区	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の齢級	率
分					
1	(1)~(3)	省略			
	(4) 保	ア~ウ			
育	育(植	省略			
成	栽型)	工除	別表第1 1(4)	齢級以上 齢	省略
単		間伐	エに同じ。	級以下(森林整	
層林				備協定造林にあ	
整				つては、 齢級	
産備				以上 齢級以下	
· mi				(広葉樹にあつ	
				ては、齢級以	
				上XII齢級以下)	
)	
	(5) • (6)	省略			
	1	省略			
2	(1)~(4)				
	(5) 保	ア~ウ			
育					
育成	(5) 保	ア~ウ	下層木の健全な	下層木が「齢級	省略
育成複	(5) 保 育(植	ア~ウ 省略	下層木の健全な成長の促進を目	下層木が 齢級 以上 <u>齢級</u> 以下	省略
育成複層	(5) 保 育(植	ア~ウ 省略 エ 除			省略
育成複層林	(5) 保 育(植	ア~ウ 省略 エ 除	成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不		省略
育成複層林整	(5) 保 育(植	ア~ウ 省略 エ 除	成長の促進を目的として行う不		省略
育成複層林	(5) 保 育(植	ア~ウ 省略 エ 除	成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不 良木の淘汰、不		省略
育成複層林整	(5) 保 育(植	ア~ウ 省略 エ 除	成長の促進を目 的として行う不 用木の除去、不 良木の淘汰、不		省略

3				
省				
略				
備考 省略				

(3) 省略

3	被害地等	森林整備	事業		
	区分	区分補助基準			補助
大区	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の齢級	率
分					
1	(1)~(3)	省略			
	(4) 保	ア~ウ			
育	育(植	省略			
成	栽型)	工除	別表第1 1(4)	齢級以上 齢	省略
単		間伐	エに同じ。	級以下(森林整	
層				備協定造林にあ	
林整				つては、 齢級	
産備				以上 齢級以下	
PH3				(広葉樹にあつ	
				ては、 齢級以	
				上XII齢級以下)	
				ただし、 齢級	
				については、森	
				林整備協定造林	
				の広葉樹を除 き、地域森林計	
				画において、水	
				源かん養機能、	
				山地災害防止機	
				能又は生活環境	
				保全機能を高度	
				に発揮すべきも	
				<u>のと定められて</u>	
				いる森林に存す	
				るものに限	
				<u>る。</u>)	
	(5) • (6)	 省略			
2	(1)~(4)	省略			
	(5) 保	ア~ウ			
育	育(植	省略			
成	栽型)	工除	下層木の健全な	下層木が 齢級	省略
複		間伐	成長の促進を目	以上 <u>VI齢級</u> 以下	
層			的として行う不	_(森林整備協定	
林			用木の除去、不	造林にあつて	
整			良木の淘汰、不	は、 齢級以上	
備			用木又は不良木	齢級以下(
			の搬出集積並び	齢級について	
			に作業道等の開	は、地域森林計	
			設及び改良に要	画において、水	

			する経費並びに 諸掛費		
	(6) • (7)	省略			
3					
4					
省略					
備考 省略					

1100			772UJZ T
	1		
		する経費並びに	源かん養機能、
		諸掛費	<u>山地災害防止機</u>
			能又は生活環境
			保全機能を高度
			に発揮すべきも
			<u>のと定められて</u>
			いる森林に存す
			るものに限
			<u> నె.))</u>
(6) • (7)	省略		
	(6) • (7)	(6)・(7) 省略	

様式第1号中「地域名

」を削る。

様式第5号中「特定間伐作業道」を「団地間伐作業道」に、「立合人」を「立会人」に改める。

○愛媛県告示第 464 号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量 が終了した旨の通知があった。

平成21年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 公共測量 (写測図化)

2 作業期間 平成20年10月30日から

平成21年3月16日まで

3 作業地域 四国中央市川之江町及び妻鳥町

○愛媛県告示第 465 号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額(平成20年3月愛媛県告示第513号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。 平成21年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 後 改 正 前

1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用 │ 1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用 料の額(愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2 号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。)

名 称	位 置	駐車場 使用料 (月額)	有料化開始年度
省略			
明倫団地	省略		
伊吹団地	宇和島市伊吹町	123円	平成21年度
伊吹第2団地	宇和島市伊吹町	123円	

料の額(愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2 号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。)

名 称	位	置	駐車場 使用料 (月額)	有料化開始年度
省略				
明倫団地	省略			

2~4 省略

2~4 省略